

第27回 定時株主総会 招集ご通知

議決権
行使期限

2025年11月18日（火曜日）
午後6時まで

【株主の皆様へのお知らせ】

当日ご出席されない株主様は、書面（郵送）又はインターネット、スマート行使による議決権行使をご活用ください。

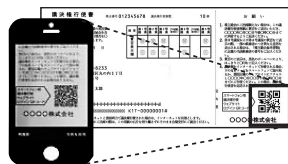
また、本株主総会の招集に際して、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイトにて情報を掲載しております。詳しくは1ページをご参照ください。

お土産（ノベルティ含む）の配布は
ございません。

【スマートフォンでの議決権行使は 「スマート行使」をご利用ください。】

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、

「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力せずにアクセスできます。



BS11

日本BS放送株式会社

証券コード 9414

- 日時 2025年11月19日（水曜日）午前10時
（午前9時開場）
- 場所 東京都千代田区大手町一丁目3番7号
日経ビル3階 日経ホール

目次

■第27回定時株主総会招集ご通知……………	1
■株主総会参考書類	
第27期業績サマリー……………	6
（2024年9月1日から2025年8月31日まで）	
第1号議案 剰余金の処分の件……………	7
第2号議案 定款一部変更の件……………	8
第3号議案 取締役10名選任の件……………	10
第4号議案 監査役3名選任の件……………	23
第5号議案 補欠監査役1名選任の件……………	28
取締役（社外取締役を除く。） に対する譲渡制限付株式付与…	30
第6号議案 に関する報酬額等及び内容の 決定の件	
事業報告……………	33
連結計算書類……………	54
計算書類……………	57
監査報告書……………	60

BS11

証券コード 9414

2025年10月31日

(電子提供措置の開始日2025年10月27日)

株 主 各 位

東京都千代田区神田駿河台二丁目5番地

日本BS放送株式会社

代表取締役社長 近藤 和行

第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第27回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://corp.bs11.jp/ir/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも
掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスし
て、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を
選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない株主様におかれましては、後記の「株主総会参考書類」をご検討の
うえ、「議決権行使についてのご案内」（3ページに記載）に従って、書面（郵送）又はインター
ネットにより2025年11月18日（火曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い
申し上げます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示さ
れた「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案
に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、3ページの「議決権行使についてのご案内」
をご確認くださいませようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するよ
うご返送ください。

敬具

記

1. 日 時 2025年11月19日（水曜日）午前10時（午前9時開場）
2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目3番7号 日経ビル3階 日経ホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

- 〈報告事項〉 1. 第27期（2024年9月1日から2025年8月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第27期（2024年9月1日から2025年8月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 〈決議事項〉 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役10名選任の件
第4号議案 監査役3名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件
第6号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

その他招集ご通知に関する事項

・電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した書類の一部であります。

- ① 事業報告の「会社の体制及び方針」「内部統制システムの運用状況の概要」
- ② 連結計算書類の「連結注記表」
- ③ 計算書類の「個別注記表」

・電子提供措置事項に修正すべき事項が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

・本株主総会の運営に変更が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイトへの掲載により、お知らせいたします。

・本株主総会の議決権の行使結果は、臨時報告書により、インターネット上で、EDINET*に掲載されるとともに、当社ウェブサイトにおいても開示されます。これらをもって決議ご通知に代えさせていただきますので、ご了承ください。

*注 EDINETウェブサイト(<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>)

以 上

※当日ご出席される場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は株主の皆様の大切な権利でございます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、株主総会にご出席いただくか、書面（郵送）又はインターネット、スマート行使により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年**11月19日**（水曜日）
午前10時（午前9時開場）

書面（郵送）



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2025年**11月18日**（火曜日）
午後6時到着分まで

インターネット



次ページのご案内に従って、議案の賛否をご入力ください。スマートフォンからはQRコードでも行使可能です。

行使期限

2025年**11月18日**（火曜日）
午後6時入力完了分まで

インターネットによる議決権行使のご案内

1. 「スマート行使」による方法

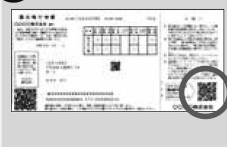
- (1) 同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコード^{*1}をスマートフォン等^{*2}でお読み取りいただき、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスしたうえで画面の案内に従って賛否をご入力ください（議決権行使コード（ID）及びパスワードのご入力不要です）。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。
議決権行使後に賛否を修正される場合は、次ページに記載の方法により再度ご行使いただく必要があります。

ID・パスワード不要の「スマート行使[®]」で 議決権行使をかんたんに!!

注意
「スマート行使」の
議決権行使は
1回のみ

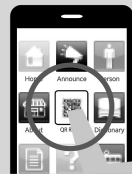


1



同封の議決権行使書の右下にログインQRコードが記載されています。

2



スマホのQRコード読み取りアプリを起動します。

※読み取りアプリは事前にインストールをお願いいたします。

3



ログインQRコードにスマホをかざして読み取ります。

※アプリの指示に従ってください。

4



「スマート行使」の画面が表示されますので、こちらから議決権行使をお願いいたします。

QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

2. 議決権行使コード（ＩＤ）・パスワード入力による方法

- (1) 当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記ＵＲＬ）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙右片の裏面に記載の議決権行使コード（ＩＤ）及びパスワードにてログインのうえ、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 議決権行使コード（ＩＤ）及びパスワード（株主様に変更されたものを含みます）は株主総会の都度、新たに発行いたします。
- (3) パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。パスワードを当社（株主名簿管理人）よりおたずねすることはありません。
- (4) パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。

3. ご注意

- (1) 議決権の行使期限は2025年11月18日（火曜日）午後６時となっております。行使期限内に当社（株主名簿管理人）に到着したものが有効となりますので、お早めにご行使いただきますようお願いいたします。
- (2) 議決権を議決権行使書面とインターネットの双方でご行使いただいた場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。
- (3) インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。
- (4) インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

4. お問い合わせ先について

ご不明の点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】

フリーダイヤル 0120-768-524（９：００～２１：００ 年末年始を除く）

【上記以外のご登録の住所・株式数のご照会などは、下記にお問い合わせください。】

フリーダイヤル 0120-288-324（平日 ９：００～１７：００）

以上

※１．「ＱＲコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※２．ＱＲコードを読み取るアプリケーション（又は機能）が導入されていることが必要です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第27期業績サマリー（2024年9月1日から2025年8月31日まで）

・連結損益計算書の概要（単位：百万円）

	2024年 8月期	2025年8月期					
		実績	前期比	増減額	計画	計画比	増減額
売上高	12,241 (100.0%)	11,812 (100.0%)	▲3.5%	▲428	12,314 (100.0%)	▲4.1%	▲501
営業利益	2,083 (17.0%)	1,932 (16.4%)	▲7.3%	▲151	2,004 (16.3%)	▲3.6%	▲71
経常利益	2,097 (17.1%)	1,985 (16.8%)	▲5.3%	▲112	2,032 (16.5%)	▲2.3%	▲46
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,455 (11.9%)	1,345 (11.4%)	▲7.6%	▲110	1,407 (11.4%)	▲4.4%	▲61

・損益計算書の概要（単位：百万円）

	2024年 8月期	2025年8月期					
		実績	前期比	増減額	計画	計画比	増減額
売上高	11,357 (100.0%)	11,039 (100.0%)	▲2.8%	▲318	11,600 (100.0%)	▲4.8%	▲560
営業利益	2,057 (18.1%)	1,988 (18.0%)	▲3.4%	▲68	2,000 (17.2%)	▲0.6%	▲11
経常利益	2,073 (18.3%)	2,043 (18.5%)	▲1.4%	▲29	2,029 (17.5%)	+0.7%	+13
当期純利益	1,432 (12.6%)	1,413 (12.8%)	▲1.3%	▲18	1,406 (12.1%)	+0.5%	+6

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への適正な利益配当を最も重要な経営課題の一つと考えております。企業価値の向上や持続的な発展に向け成長を確保する一方で、株主等ステークホルダーの期待に応えられるよう、経営資源の適切な配分を行い、配当性向40%程度を基準として、株主還元の拡充を図っていく方針です。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、以下のとおり1株につき30円といたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき30円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、534,500,850円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2025年11月20日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の事業活動の現状及び今後の多様化に備え、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。※下線部分は今回の変更箇所を示しております。

現行定款	変更案
第1章 総則 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 放送法に基づく放送衛星を利用した認定基幹放送事業。 (新 設) 2. 少子高齢化社会に関連する放送番組、録画物、録音物及び映画の企画、制作、販売並びに少子高齢化社会に貢献する事を目的とした各種事業。 3. 教育関連の放送番組、録画物、録音物及び映画の企画、制作、販売並びに教育関連各種事業。 4. 通信販売業並びに通信販売に関する放送番組、録画物、録音物及び映画の企画、制作、販売。 5. 上記第2号乃至第4号に規定する以外の放送番組、録画物、録音物及び映画の企画、制作、販売。 6. 放送時間の販売。 7. 放送関連技術並びに電子機器、情報機器等の利用技術の開発、指導及び販売。 8. 各種出版物の企画、刊行及び販売。 (新 設) (新 設) 9. 著作権、商標等の無体財産権の取得及びその管理運用。 10. 各種催物の企画、制作及び興行。	第1章 総則 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 放送法に基づく放送衛星を利用した認定基幹放送事業。 2. <u>通信衛星、インターネット、光ファイバー、その他の技術的手段を使用する通信並びに配信事業。</u> 3. 少子高齢化社会に関連する放送番組、録画物、録音物及び映画の企画、制作、販売並びに少子高齢化社会に貢献する事を目的とした各種事業。 4. 教育関連の放送番組、録画物、録音物及び映画の企画、制作、販売並びに教育関連各種事業。 5. 通信販売業並びに通信販売に関する放送番組、録画物、録音物及び映画の企画、制作、販売。 6. 上記第3号乃至第5号に規定する以外の放送番組、録画物、録音物及び映画の企画、制作、販売。 7. 放送時間の販売。 8. 放送関連技術並びに電子機器、情報機器等の利用技術の開発、指導及び販売。 9. 各種出版物の企画、刊行及び販売。 10. <u>録音、録画物等の原盤の企画、制作。</u> 11. <u>録音、録画物等の企画、制作、製造、販売。</u> 12. 著作権、商標等の無体財産権の取得及びその管理運用。 13. 各種催物の企画、制作及び興行。

現行定款	変更案
11. 著作物、商標等を複製使用した日用品雑貨、スポーツ用品、衣料品、家庭電気製品、時計、玩具、録音・録画テープ、ディスク及び飲食物の販売。	14. 著作物、商標等を複製使用した日用品雑貨、スポーツ用品、衣料品、家庭電気製品、時計、玩具、録音・録画テープ、ディスク及び飲食物 <u>（酒類を含む）</u> の販売。
12. 電気通信事業法に基づく電気通信事業。	15. 電気通信事業法に基づく電気通信事業。
13. 不動産、放送用及び通信用設備機器の賃貸。	16. 不動産、放送用及び通信用設備機器の賃貸。
14. 放送設備機器、電気器具、医療機器、時計等の商品の販売。	17. 放送設備機器、電気器具、医療機器、時計等の商品の販売。
15. 広告代理店業。	18. 広告代理店業。
16. 前各号に附帯関連する一切の事業。	19. 前各号に附帯関連する一切の事業。

第3号議案 取締役10名選任の件

現取締役10名全員が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新任取締役2名を含む10名の選任をお願いするものであります。なお、候補者の指名にあたっては、取締役会の諮問により構成員の半数を社外役員が占め、独立社外取締役が委員長を務める指名委員会にて審議し、その答申に基づき決定しております。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	性別	氏 名		現在の地位及び担当	
1	男	さい とう 齋藤	とも ひさ 知久	代表取締役会長 経営全般担当	再任
2	男	たま い 玉井	ただ ゆき 忠幸		新任
3	男	まつ とも 松友	だい すけ 大輔	取締役執行役員 総合企画本部長 総合企画本部、 報道局担当	再任
4	女	あ く い 阿久井	か おり 香織	取締役執行役員 営業推進局長 営業推進局、編成局、 トータルマーケティング&PR局、 技術局担当	再任
5	男	は がわ 羽川	ひろ し 寛	取締役執行役員 配信コンテンツbiZ局長 営業局、 アニメbiZ局、配信コンテンツbiZ局担当	再任
6	男	すず き 鈴木	ひろ き 博喜		新任
7	女	やま ぐち 山口	かおり 香	取締役	再任 社外 独立
8	男	むら た 村田	ひろ ふみ 博文	取締役	再任 社外 独立
9	男	ひ ぐち 樋口	まさ と 真人	取締役	再任 社外 独立
10	男	なか がわ 中川	けい じゅ 景樹	取締役	再任

取締役候補者の専門性と経験

候補者 番号	候補者の氏名		経験・専門性の強み/特に貢献が期待される領域							
			企業経営 経営戦略	人事 労務 人材開発	法務 コンプラ イアンス	財務 会計	営業戦略 マーケティング	IT・ デジタル	報道・ コンテン ツ	サステナ ビリティ
1	さい とう 齋藤	とも ひさ 知久	○	○		○	○		○	○
2	たま い 玉井	ただ ゆき 忠幸	○	○	○	○	○		○	
3	まつ とも 松友	だい すけ 大輔	○	○	○	○				
4	あ く い 阿久井	か おり 香織	○		○		○	○		
5	は がわ 羽川	ひろし 寛	○				○	○	○	
6	すず き 鈴木	ひろ き 博喜	○	○					○	○
7	やま ぐち 山口	かおり 香	○	○	○					○
8	むら た 村田	ひろ ふみ 博文	○		○				○	○
9	ひ ぐち 樋口	まさ と 真人	○		○			○		○
10	なか がわ 中川	けい じゅ 景樹	○			○		○		○

再 任

候補者 番号 1	さい とう 齋藤	とも ひさ 知久	生年月日 1949年 1 月18日生	取締役会への出席状況 14/14 所有する当社の株式の数 10,900株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況				
1978年11月	小西六写真工業株式会社（現 コニカミノルタ株式会社）入社			
1987年 4 月	Konica Singapore,Pte.Ltd. 代表取締役社長			
2000年 6 月	コニカマーケティング株式会社 代表取締役社長			
2003年 6 月	コニカミノルタホールディングス株式会社 執行役			
2005年 4 月	Konica Minolta Photo Imaging U.S.A. Inc. 代表取締役社長			
2006年 5 月	コニカミノルタホールディングス株式会社 執行役 兼 コニカミノルタビジネステクノロジー株式会社 取締役			
2009年 6 月	株式会社ビックカメラ 入社			
2009年 6 月	当社出向 執行役員営業担当			
2009年11月	当社取締役営業局長 兼 営業開発部長			
2014年 9 月	当社代表取締役副社長			
2015年 3 月	当社代表取締役会長			
2015年11月	当社代表取締役会長 兼 社長 経営戦略局担当			
2018年11月	当社代表取締役会長 兼 CEO 経営全般担当			
2021年11月	当社代表取締役会長 兼 CEO CEO執行役員 経営全般、経営戦略局担当			
2022年 9 月	当社代表取締役会長 経営全般担当（現任）			
2024年 6 月	株式会社エフエム東京 社外取締役（現任）			
(重要な兼職の状況) 株式会社エフエム東京 社外取締役				
取締役候補者とした理由				
齋藤知久氏は、経営者としての豊富な経験を有しているとともに、当社の組織体制をリードしてきた実績を踏まえ、当社の発展に十分な役割を果たすことが期待できることから、取締役としての選任をお願いするものがあります。				

新 任

候補者 番号 2	たま い 玉井	ただ ゆき 忠幸	生年月日 1960年9月7日生	取締役会への出席状況 — 所有する当社の株式の数 0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況				
1983年 4 月	株式会社読売新聞社 入社			
2007年 6 月	株式会社読売新聞東京本社 世論調査部長			
2009年 6 月	同社人事部長			
2010年 4 月	同社秘書部長			
2011年 6 月	同社政治部長			
2012年 6 月	同社編集局次長			
2013年 9 月	同社編集局次長兼編集委員			
2016年 6 月	同社取締役メディア局長			
2018年 6 月	日本テレビ放送網株式会社 取締役執行役員			
2019年 6 月	日本テレビホールディングス株式会社 常務取締役			
2019年 6 月	日本テレビ放送網株式会社 取締役常務執行役員			
2020年 6 月	日本テレビホールディングス株式会社 取締役			
2021年 6 月	同社上席執行役員			
2022年 6 月	株式会社宮城テレビ放送 代表取締役社長			
2025年 6 月	同社代表取締役会長（現任）			
2025年 6 月	株式会社ユアテック 社外取締役（現任）			
2025年11月	当社顧問（就任予定）			
（重要な兼職の状況） 株式会社宮城テレビ放送 代表取締役会長（2025年10月31日付退任予定） 株式会社ユアテック 社外取締役				
取締役候補者とした理由				
玉井忠幸氏は、新任の取締役候補者であります。 同氏は新聞社、放送局における幅広い業務の経験と、高い見識を有しており、当社の発展に十分な役割を果たすことが期待できることから、取締役としての選任をお願いするものであります。				

再 任

候補者 番号 3	まつ とも 松友	だい すけ 大輔	生年月日 1973年10月23日生	取締役会への出席状況 14/14 所有する当社の株式の数 2,200株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況				
1996年 4 月	中京テレビ放送株式会社 入社			
2009年 9 月	株式会社角川春樹事務所 入社			
2010年12月	当社入社			
2013年 6 月	当社営業局営業業務推進部長			
2014年 6 月	当社メディア戦略局メディアマーケティング部長			
2015年 9 月	当社マーケティング局メディア戦略部長 兼 秘書室長			
2016年10月	当社経営戦略局広報・宣伝部長			
2017年 4 月	当社マーケティング・コミュニケーション室長			
2017年 9 月	当社編成局局長代理			
2018年 4 月	当社次世代メディア局局長代理			
2019年 1 月	当社スポーツ&エンターテインメント制作局長			
2020年 9 月	当社執行役員 制作局長			
2021年 8 月	当社執行役員 報道局長			
2022年 9 月	当社執行役員 コンテンツ戦略局長			
2023年11月	当社取締役執行役員 コンテンツ戦略局担当 兼 コンテンツ戦略局長			
2024年 9 月	当社取締役執行役員 総合企画本部長 報道局、技術局担当			
2025年 9 月	当社取締役執行役員 総合企画本部長 総合企画本部、報道局担当（現任）			
取締役候補者とした理由				
松友大輔氏は、営業、マーケティング、編成、制作、報道など、放送局の主要部門の経験と十分な実績を有しており、これを当社の経営に活かせるものと期待し、取締役としての選任をお願いするものであります。				

再任

候補者 番号 4	あ　く　い　か　おり 阿久井　香織	生年月日 1976年2月22日生	取締役会への出席状況 14/14 所有する当社の株式の数 7,500株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況			
1996年 4 月	株式会社クロステレビ 入社		
2007年 5 月	当社入社		
2014年 6 月	当社営業局業務推進部長		
2016年11月	当社執行役員 営業局業務推進部長		
2018年10月	当社執行役員 営業業務推進局長		
2019年12月	当社執行役員 経営戦略局長		
2022年 9 月	当社執行役員 営業推進局長		
2023年11月	当社取締役執行役員 内部統制、営業局、営業推進局、総務局、財務本部、渉外担当 兼 営業推進局長		
2023年12月	当社取締役執行役員 営業局、営業推進局、総務局、財務本部、渉外担当 兼 営業推進局長		
2024年 9 月	当社取締役執行役員 営業推進局長 営業推進局、トータルマーケティング＆PR局担当		
2025年 9 月	当社取締役執行役員 営業推進局長 営業推進局、編成局、トータルマーケティング＆PR局、技術局担当（現任）		
取締役候補者とした理由			
阿久井香織氏は、当社営業推進部門における十分な実績と、経営戦略部門における豊富な経験を有していることから、これを当社の経営に活かせるものと期待し、取締役としての選任をお願いするものであります。			

（注）阿久井香織氏の戸籍上の氏名は小野香織であります。

再 任

候補者 番号 5	は がわ 羽川	ひろし 寛	生年月日 1971年10月5日生	取締役会への出席状況 11/11 所有する当社の株式の数 3,000株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況				
1997年 4 月	奈良テレビ放送株式会社 入社			
2007年11月	当社入社			
2013年 6 月	当社営業局営業部長			
2016年11月	当社執行役員 営業局長			
2020年 9 月	当社執行役員 営業戦略局長			
2021年 8 月	当社執行役員 配信コンテンツbiz局長			
2023年11月	当社上席執行役員 配信コンテンツbiz局長			
2024年 9 月	当社上席執行役員 配信コンテンツbiz局長 営業局、アニメbiz局、配信コンテンツbiz局 担当			
2024年11月	当社取締役執行役員 配信コンテンツbiz局長 営業局、アニメbiz局、配信コンテンツbiz局 担当（現任）			
取締役候補者とした理由				
羽川寛氏は、ネット配信事業の立ち上げに加え、営業部門における十分な実績を有していることから、これを当社の経営に活かせるものと期待し、取締役としての選任をお願いするものであります。				

（注）羽川寛氏は、2024年11月13日開催の第26回定時株主総会にて取締役に選任され、就任日以降に開催された取締役会11回全てに出席しております。

新 任

候補者 番号 6	すず き 鈴木	ひろ き 博喜	生年月日 1965年11月11日生	取締役会への出席状況 — 所有する当社の株式の数 1,000株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況				
2000年11月	株式会社メガポート放送 入社			
2005年10月	当社入社（当社による株式会社メガポート放送の吸収合併）			
2017年 9 月	当社制作局制作第二部長			
2018年 9 月	当社制作局局長代理			
2019年 1 月	当社カルチャー＆エデュケーション制作局長			
2019年10月	株式会社理論社 取締役			
2019年10月	株式会社国土社 取締役			
2020年 9 月	当社執行役員 人事局付			
2020年10月	株式会社国土社 代表取締役社長（現任）			
2021年 8 月	当社参事役 人事局付			
2022年10月	株式会社理論社 代表取締役社長（現任）			
(重要な兼職の状況)				
株式会社理論社 代表取締役社長（2025年11月19日付退任予定）				
株式会社国土社 代表取締役社長（2025年11月19日付退任予定）				
取締役候補者とした理由				
鈴木博喜氏は、新任の取締役候補者であります。 同氏は、長年番組制作に携わった豊富な経験と、出版会社における十分な実績を有していることから、これを当社の経営に活かせるものと期待し、取締役としての選任をお願いするものであります。				

再任	社外	独立
----	----	----

候補者 番号 7	やまぐち 山口 かおり 香	生年月日 1964年12月28日生	取締役会への出席状況 14/14 所有する当社の株式の数 0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況			
2007年 4 月	武蔵大学 人文学部教授		
2008年 4 月	国立大学法人筑波大学大学院 人間総合科学研究科准教授		
2011年10月	国立大学法人筑波大学 体育系准教授		
2014年 6 月	コナミホールディングス株式会社（現コナミグループ株式会社） 社外取締役		
2015年11月	当社取締役（現任）		
2018年 1 月	国立大学法人筑波大学 体育系教授（現任）		
2021年 6 月	コナミグループ株式会社 社外取締役 監査等委員（現任）		
(重要な兼職の状況) 国立大学法人筑波大学 体育系教授 コナミグループ株式会社 社外取締役 監査等委員 公益財団法人日本サッカー協会 常務理事			
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等			
山口香氏は、女子柔道界の先駆者でありスポーツ文化の向上に多大な貢献をされ、現在は国立大学で教鞭を執る等、様々な分野で活躍されております。同氏の豊富な経験と幅広い見識は、当社の継続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するものと判断しており、引き続き独立した客観的且つ多様な観点からの経営の監督・チェック機能の一層の強化、スポーツを含む番組全般に対する助言・提案をいただくことを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。			

再 任	社 外	独 立
-----	-----	-----

候補者 番号 8	むら た ひろ ふみ 村田 博文	生年月日 1947年 2月10日生	取締役会への出席状況 14/14 所有する当社の株式の数 0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況			
1970年 4 月	株式会社産業経済新聞社 入社		
1977年 5 月	株式会社財界研究所 入社		
1988年 9 月	同社「財界」編集長		
1991年 9 月	同社取締役編集長		
1992年 6 月	同社常務取締役編集長		
1992年 9 月	同社代表取締役社長 兼 主幹（現任）		
2003年 6 月	学校法人拓殖大学 理事（現任）		
2018年11月	当社取締役（現任）		
(重要な兼職の状況) 株式会社財界研究所 代表取締役社長兼主幹 学校法人拓殖大学 理事 公益財団法人本庄国際奨学財団 評議員			
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等			
村田博文氏は新聞社、総合ビジネス誌編集長、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。 今後もその経験と見識を活かし、取締役会の意思決定に際して適切な指導をいただくことを期待し、社外取締 役としての選任をお願いするものであります。			

再 任		社 外		独 立	
候補者 番号 9		ひぐち まさと 樋口 真人		生年月日 1957年6月5日生	
				取締役会への出席状況 14/14 所有する当社の株式の数 0株	
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況					
1982年 4 月		警察庁 入庁			
2007年 1 月		同庁捜査第二課長			
2009年10月		同庁情報通信企画課長			
2011年 9 月		東京都青少年・治安対策本部長			
2013年 6 月		福岡県警察本部長			
2015年 1 月		大阪府警察本部長			
2016年10月		第一東京弁護士会登録 樋口コンプライアンス法律事務所 弁護士（現任）			
2019年 6 月		株式会社ヒガシトゥエンティワン（現株式会社ヒガシホールディングス） 社外取締役（現任）			
2020年 6 月		宮地エンジニアリンググループ株式会社 社外監査役			
2021年 6 月		同社社外取締役 監査等委員（現任）			
2021年 8 月		太陽ケーブルテック株式会社 社外取締役（現任）			
2022年11月		当社取締役（現任）			
2025年 6 月		株式会社ヒガシトゥエンティワン 非業務執行取締役（現任）			
(重要な兼職の状況)					
樋口コンプライアンス法律事務所 弁護士 第一東京弁護士会民事介入暴力対策委員会 委員 一般財団法人学士会 代議員 株式会社ヒガシホールディングス 社外取締役 株式会社ヒガシトゥエンティワン 非業務執行取締役 宮地エンジニアリンググループ株式会社 社外取締役 監査等委員 太陽ケーブルテック株式会社 社外取締役					
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等					
樋口真人氏は弁護士資格を有しており、警察庁の幹部や弁護士、社外取締役としての豊富な経験を活かし、取締役会の意思決定に際して適切な指導をいただくことを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものがあります。					

再 任

候補者 番号 10	なか がわ 中川 けい じゅ 景樹	生年月日 1975年7月17日生	取締役会への出席状況 11/11 所有する当社の株式の数 0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況			
1998年 4 月	株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行		
2002年 8 月	株式会社ビックカメラ 入社		
2002年 8 月	株式会社ラネット 取締役		
2008年 1 月	同社取締役副社長		
2009年 2 月	同社代表取締役社長（現任）		
2018年 9 月	株式会社ビックカメラ 執行役員		
2018年11月	同社取締役執行役員		
2021年 9 月	同社取締役常務執行役員 経営企画本部副本部長 兼 事業開発部長		
2022年 9 月	同社取締役専務執行役員 経営企画本部長		
2023年 9 月	同社取締役常務執行役員 情報システム管掌 兼 ロジスティクス管掌		
2023年10月	株式会社TDモバイル（現株式会社ラネット） 代表取締役会長		
2024年 9 月	株式会社ビックカメラ 取締役常務執行役員 社長室長		
2024年 9 月	株式会社TDモバイル 代表取締役社長		
2024年11月	当社取締役（現任）		
2025年 9 月	株式会社ビックカメラ 取締役専務執行役員 事業創造本部長（現任）		
(重要な兼職の状況) 株式会社ビックカメラ 取締役専務執行役員 事業創造本部長 株式会社ラネット 代表取締役社長			
取締役候補者とした理由			
中川景樹氏は、長年にわたりビックカメラグループにおいて情報通信事業に携わってきたほか、携帯電話販売代理店事業を展開する会社の代表取締役を務めるなど、経営者としての豊富な経験を有していることから、取締役としての選任をお願いするものであります。			

（注）中川景樹氏は、2024年11月13日開催の第26回定時株主総会にて取締役に選任され、就任日以降に開催された取締役会11回全てに出席しております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社間に特別な利害関係はありません。
2. 齋藤知久氏は、当社の親会社である株式会社ビックカメラに2009年6月入社後、同月当社に出向しており、過去10年間に同社の業務執行者であったことはありません。また、同社を2012年8月に退職しております。
3. 中川景樹氏は当社の親会社である株式会社ビックカメラの取締役専務執行役員 事業創造本部長を兼務しております。
4. 玉井忠幸氏は、本招集通知作成時点において株式会社宮城テレビ放送の代表取締役会長を務めておりますが、2025年10月31日付で退任し、当社顧問に就任する予定です。また、同氏は株式会社ユアテックの社外取締役を兼務しておりますが、当社とこれらの兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。
5. 当社は、全取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を、当該保険契約により填補するものであります。本議案が承認可決され各取締役候補者が選任された場合、当該保険契約を更新する予定であります。また、玉井忠幸氏、鈴木博喜氏が選任された場合、両氏は選任後に被保険者となります。
6. 山口香氏、村田博文氏、樋口真人氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
7. 山口香氏、村田博文氏、樋口真人氏は株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員の候補者であります。
8. 山口香氏は、国立大学法人筑波大学の体育系教授及びコナミグループ株式会社の社外取締役 監査等委員を兼務しております。なお、当社とこれらの兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。
9. 村田博文氏は、株式会社財界研究所の代表取締役社長兼主幹及び学校法人拓殖大学の理事を兼務しております。なお、当社とこれらの兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。
10. 樋口真人氏は、一般財団法人学士会の代議員、株式会社ヒガシホールディングスの社外取締役、株式会社ヒガシトゥエンティワンの非業務執行取締役、宮地エンジニアリンググループ株式会社の社外取締役 監査等委員及び太陽ケーブルテック株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社とこれらの兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。
11. 山口香氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって10年となります。
12. 村田博文氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって7年となります。
13. 樋口真人氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
14. 当社は山口香氏、村田博文氏、樋口真人氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を法令が規定する額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され各氏が選任された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役小椋英正、伊藤秀行及び横山浩司の3氏は任期満了となります。また、監査役川村仁志氏は本総会終結の時をもって辞任により退任いたします。

つきましては、小椋英正、横山浩司両氏の選任を改めてお願いするとともに、あらたに安部徹氏を辞任監査役の補欠として選任することをお願いするものであります。なお、安部徹氏が選任された場合の任期は、当社定款の定めにより、辞任監査役の任期の満了する時までとなります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏 名		現在の地位			
1	お ぐら 小 椋	ひで まさ 英 正	常勤監査役	再任	社外	独立
2	よこ やま 横 山	ひろ し 浩 司	監査役	再任	社外	独立
3	あ べ 安 部	とおる 徹		新任		

再 任		社 外		独 立	
候補者 番号 1		お ぐら ひで まさ 小 椋 英 正		生年月日 1954年 1 月21日生	
				取締役会への出席状況 14/14 監査役会への出席状況 14/14 所有する当社の株式の数 500株	
略歴、地位及び重要な兼職の状況					
1977年 4 月		株式会社富士銀行(現株式会社みずほ銀行)入行			
2003年 5 月		株式会社みずほ銀行 ビジネスソリューション部長			
2005年 5 月		みずほキャピタル株式会社 常務取締役			
2009年 9 月		東京短資株式会社 執行役員営業審査部長			
2014年11月		当社監査役			
2016年 4 月		東京短資株式会社 常務執行役員経営管理部長 兼 審査部長			
2018年11月		当社補欠監査役			
2020年 2 月		東京短資株式会社 顧問			
2021年10月		株式会社理論社監査役（現任）			
2021年10月		株式会社国土社監査役（現任）			
2021年11月		当社常勤監査役（現任）			
(重要な兼職の状況) 株式会社理論社監査役 株式会社国土社監査役					
社外監査役候補者とした理由					
小椋英正氏は、金融機関等における豊富な経験を有しており、これまで約4年間にわたり常勤社外監査役として当社の監査に有用な意見を頂いてまいりました。同氏には常勤社外監査役として客観的かつ適切な意見を頂けることを期待し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。					

再 任

社 外

独 立

候補者 番号 2	よこ やま 横山	ひろ し 浩司	生年月日 1955年 3月22日生	取締役会への出席状況 14/14 監査役会への出席状況 14/14 所有する当社の株式の数 3,500株
略歴、地位及び重要な兼職の状況				
1977年 4 月	小西六写真工業株式会社（現コニカミノルタ株式会社）入社			
2001年 6 月	コニカビジネスマシン株式会社（現コニカミノルタジャパン株式会社）出向 経理部長			
2006年 4 月	コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社（現コニカミノルタジャパン株式会社） 取締役経理業務統括部長兼経理部長			
2010年 4 月	コニカミノルタ株式会社 経理部長			
2017年11月	当社常勤監査役			
2018年 1 月	株式会社理論社 監査役 株式会社国土社 監査役			
2021年11月	当社非常勤監査役（現任）			
社外監査役候補者とした理由				
横山浩司氏は、事業会社の経理担当取締役として、財務・会計及び経営全般に関する豊富な知識と経験を有し、約4年間にわたり常勤社外監査役として、その後4年間非常勤社外監査役として当社の監査に有用な意見を頂いてまいりました。今後もその知識と経験を基に当社の監査に有用な意見を頂けることを期待し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。				

新 任

候補者 番号 3	あべ 安部	とおる 徹	生年月日 1961年6月16日生	取締役会への出席状況 — 監査役会への出席状況 — 所有する当社の株式の数 100株
略歴、地位及び重要な兼職の状況				
2005年 7 月	株式会社ビックカメラ入社			
2009年11月	同社取締役経営企画部長			
2010年11月	同社取締役経営企画本部長 兼 経営企画部長			
2010年11月	東京カメラ流通協同組合代表理事			
2012年 9 月	株式会社ビックカメラ取締役常務執行役員経営企画本部長 兼 経営企画部長			
2013年 1 月	株式会社東京計画代表取締役社長（現任）			
2013年11月	株式会社コジマ取締役			
2017年 2 月	株式会社ビックカメラ取締役専務執行役員経営企画本部長 兼 経営企画部長 兼 広報・IR部長			
2020年 9 月	同社取締役専務執行役員経営管理部門管掌経理財務本部長 兼 広報・IR部長			
2020年12月	同社取締役専務執行役員経営管理部門管掌経営管理本部長 兼 経理財務部長 兼 広報・IR室長			
2022年 9 月	同社取締役専務執行役員経営管理本部長			
2023年 9 月	同社取締役常務執行役員経理財務管掌			
2024年 9 月	同社取締役常務執行役員内部統制部門管掌			
2025年 9 月	同社取締役（現任）			
(重要な兼職の状況) 株式会社東京計画代表取締役社長 株式会社ビックカメラ取締役（2025年11月20日付退任予定）				
監査役候補者とした理由				
安部徹氏は、新任監査役候補者です。 事業会社の経理担当取締役として、財務・会計及び経営全般に関する豊富な知識と経験を有し、その知識と経験を基に当社の監査に有用な意見を頂けることを期待し、監査役としての選任をお願いするものであります。				

- (注) 1. 各監査役候補者と当社の間に特別な利害関係はありません。
2. 安部徹氏は当社の親会社である株式会社ビックカメラの取締役を兼務しており、当社は同社との間で当社番組のスポンサー契約を締結しております。同氏は過去10年間に当社の親会社である株式会社ビックカメラにおいて下記のとおり業務を執行しておりました。
- 2017年 2 月 取締役専務執行役員経営企画本部長 兼 経営企画部長 兼 広報・IR部長
- 2020年 9 月 取締役専務執行役員経営管理部門管掌経理財務本部長 兼 広報・IR部長
- 2020年 12月 取締役専務執行役員経営管理部門管掌経営管理本部長 兼 経理財務部長 兼 広報・IR室長
- 2022年 9 月 取締役専務執行役員経営管理本部長
- 2023年 9 月 取締役常務執行役員経理財務管掌
- 2024年 9 月 取締役常務執行役員内部統制部門管掌
- 2025年 9 月 取締役
- なお、安部徹氏は2025年11月20日開催予定の株式会社ビックカメラ定時株主総会終結の時を以て任期満了にて同社の取締役を退任する予定であります。
3. 当社は、全監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を、当該保険契約により填補するものであります。本議案が承認可決され、各監査役候補者が選任された場合、当該保険契約を更新する予定であります。また、安部徹氏が選任された場合、同氏は選任後に被保険者となります。
4. 小椋英正氏、横山浩司氏は会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
5. 小椋英正氏、横山浩司氏は株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員の候補者であります。
6. 小椋英正氏の当社監査役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
7. 横山浩司氏の当社監査役就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。
8. 当社は小椋英正氏、横山浩司氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を法令が規定する額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され各社外監査役候補者が選任された場合、各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。また、安部徹氏が選任された場合、同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。赤松清茂氏は、法令に定める社外監査役の要件を満たしており、同氏が監査役に就任した場合には、社外監査役となります。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことが出来るものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

	あか まつ 赤松	きよ しげ 清茂	生年月日 1948年8月26日生	所有する当社の株式の数 0株
略歴、地位及び重要な兼職の状況				
1972年 4 月	日本興業銀行(現株式会社みずほ銀行) 入行			
2000年 5 月	同社執行役員上海支店長			
2002年 4 月	みずほコーポレート銀行(現株式会社みずほ銀行)執行役員上海支店長			
2004年 6 月	朝日工業株式会社 取締役副社長			
2005年 4 月	同社代表取締役副社長			
2006年 1 月	同社代表取締役社長			
2015年 6 月	同社相談役			
2016年 6 月	大和工業株式会社 社外取締役(現任)			
(重要な兼職の状況) 大和工業株式会社 社外取締役				
補欠の社外監査役候補者とした理由				
赤松清茂氏は、金融機関等における豊富な経験を有しており、客観的かつ適切な意見を頂けるものと判断し、補欠の社外監査役としての選任をお願いするものであります。				

- (注) 1. 赤松清茂氏と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 当社は、全監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を、当該保険契約により填補するものであります。なお、本議案が承認可決し赤松清茂氏が補欠監査役に選任され、監査役に就任した場合、同氏は就任後に被保険者となります。
3. 赤松清茂氏は会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。なお、本議案が承認可決し同氏が補欠監査役に選任され、社外監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出る予定であります。
4. 当社は監査役各氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を法令が規定する額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認可決し赤松清茂氏が補欠監査役に選任され、監査役に就任した場合、同氏との間の上記責任限定契約を締結する予定であります。

第6号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

当社の取締役の報酬額については、2007年11月27日開催の第9回定時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただいております。また、上記とは別枠で、2021年11月17日開催の第23回定時株主総会において、株式報酬型ストック・オプション報酬額として年額50百万円以内かつ、500個（50,000株）以内と決議されておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の株式報酬型ストック・オプションに関する報酬制度を廃止し、それに代わり新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

なお、対象取締役となる、現在の取締役（社外取締役を除きます。）は7名であり、第3号議案が承認可決されますと、同じく7名となります。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容と整合するよう、本総会終結後の取締役会において、事業報告「Ⅳ 会社役員に関する事項 2. 取締役及び監査役の報酬等の額」に記載の取締役の報酬等の内容に係る決定方針について、新制度の内容に変更することを予定しております。

対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与を行うにあたっては、当社は対象取締役に対して、譲渡制限付株式の発行に関する取締役会決議日において当社の取締役の地位にあることを条件に、当社の取締役会決議に基づき金銭報酬債権を支給します。当該金銭債権の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、ストック・オプション制度の報酬枠と同額の年額50百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分は取締役会にて定めることといたします。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数はストック・オプション制度の報酬枠と同数の年50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とします。

その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、大要以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結する事を条件とします（本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下「本株式」といいます。）。

なお、本議案における報酬額の上限、発行又は処分される当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本株式の払込期日（以下「本払込期日」という。）から当社及び当社子会社の取締役その他役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職する日（当該退任又は退職する日が、本払込期日の属する事業年度に係る当社の有価証券報告書（本払込期日が事業年度開始後6か月以内の日である場合は当該事業年度に係る当社の半期報告書）が提出される日前である場合には当該提出される日）までの間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本払込期日の直前の定時株主総会の翌日から次期定時株主総会の日までの期間（以下「役務提供期間」という。）中、継続して、当社又は当社子会社の取締役その他役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本株式の全部について、本譲渡制限期間の満了をもって譲渡制限を解除する。

(3) 無償取得事由

- ① 対象取締役が死亡、任期満了又は定年その他正当な理由によらず、当社及び当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位から退任又は退職することが確定した場合、当社は本株式の全部を無償で取得する。
- ② その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、本割当契約に定めるところによる。

(4) 死亡、中途退任における取扱い

上記（１）（２）の定めにかかわらず、対象取締役が役務提供期間の途中で死亡、その他正当な理由により、当社及び当社子会社の取締役その他役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位から退任又は退職した場合には、役務提供期間における在任期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、当該退任又は退職した時点をもって譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

上記(1)(2)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、役務提供期間における在任期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(6) 公開買付け等における取扱い

上記(1)(2)の定めにかかわらず、当社の普通株式に対し、金融商品取引法第27条の2以下に規定される公開買付け（以下「本公開買付け」という。）が開始された場合であって、対象取締役から当社に対して本公開買付けに応募するために譲渡制限を解除するよう書面により申し出があった場合には、当社の取締役会が別途定める日に全ての本株式について譲渡制限を解除する。

(7) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

事業報告

(2024年9月1日から2025年8月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

全体的概況

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果もあり、緩やかに景気回復しております。先行きについては、円安による物価上昇を背景とした個人消費の伸び悩みや米国の通商政策、金融資本市場の変動等の影響による景気の下振れリスク等に引き続き、十分注視する必要があります。

当社を取り巻くBSデジタル放送業界は、動画配信サービス市場の拡大等で、ビジネスの機会が拡大する等、環境が大きく変化している中、テレビメディア広告費は、1兆7,605億円（前年比101.5%）となり、そのうち当社を含む衛星放送メディア関連の広告費は、1,254億円（前年比100.2%）となっております。（「2024年 日本の広告費」(株)電通調べ）

このような状況下、当社は「質の高い情報を提供することで 人々に感動を与え 幸せな社会づくりに貢献します」を経営理念として中長期的な成長を実現するため、重点施策「Value（バリュー）4」を掲げ、引き続き、「コンテンツ価値の向上」、「『稼ぐ力』の再構築」、「放送周辺事業の強化・発展」、「企業価値向上のための戦略的投資」をテーマに、放送事業に加え、その他の様々な施策に取り組みました。

[放送事業収入]

当連結会計年度の放送事業収入は、10,193,279千円（前期比3.2%減少）となりました。

タイム収入は、競馬中継等の公営競技が引き続き好調に推移したほか、下期にかけて持込番組のセールスが好調となりましたが、前年に放送した、野球やサッカー等の大型スポーツ特番の反動減が大きく、前期比減収となりました。スポット収入は、市況低迷が続く中、日中帯を中心としたドラマコンテンツの編成戦略の強化に努めたことにより、復調の気配はあるものの、前期比減収となりました。

番組施策では、2024年10月より歌謡&トーク番組『鶴瓶のええ歌やなあ』、2025年4月より本格園芸番組『黒谷友香、お庭づくります』の放送をそれぞれ開始いたしました。両番組ともBS視聴者層のニーズにマッチした番組として、放送終了後の見逃し配信と合わせて

多くの視聴者の方に好評をいただいております。また、特別番組では、タレントのじゅんいちダビッドソンさんがダム湖の魅力を味わい尽くす『ダム湖で遊ぼーぜ!』や、一人称視点の映像で展開される新感覚グルメドラマ『やきとり食べたい』等、BSらしいニッチなニーズを追求した番組の企画・制作にも積極的に取り組んでまいりました。

ドラマコンテンツでは、日中帯を中心に、コンセプトの見直しを行い、中国時代劇『灼灼風流～宮中に咲く愛の華～』や韓国ドラマ『三番目の結婚』等、BS視聴者層により人気のあるコンテンツの編成に取り組んだほか、ヨーロッパミステリー『名探偵ポワロ』や日本初放送の中国ドラマ『テレサ・テン 歌姫を愛した人々』等、話題性の高い大型ドラマコンテンツの編成も実施いたしました。

更に、「ANIME+」枠では、引き続き今期も製作委員会参画作品を含むアニメ関連番組約40タイトルの放送を毎クール行い、アニメソング番組『Anison Days』や、2025年10月で番組放送10周年となるエンターテインメント情報番組『アニゲー☆イレブン!』等、話題のアニメ作品の放送に加え、幅広いファンのニーズにお応えできるよう様々な切り口によるアニメ関連番組の放送も行いました。

[その他事業収入]

その他事業収入は、1,619,424千円（前期比5.3%減少）となりました。子会社において、出版書籍が課題図書に選出されたことを受けて売上が好調に推移した前期からの反動減が見られたことにより、前期比減収となりました。他方、配信コンテンツのラインアップ強化や、当社独自のオリジナル動画配信サイトBS11+の会員プランの拡充等により配信事業収入が好調に推移したほか、『WEEKLYワールドサッカー Supported by U-NEXT ～プレミアリーグ ダイジェスト～』のアフタートークコンテンツ「ちょっと話したりない」の公開収録や、声優の石見舞菜香さんと長谷川育美さんによる配信オリジナルコンテンツ「ふたりば」の限定イベント、「貴公子たちの音楽会vol.5」や「若手人気スター歌謡ショー」等、放送や配信、イベントを起点としてコンテンツを多面的に展開する、マルチユースの取り組みを推進する等、新たな収益機会の創出や拡大にも努めてまいりました。

【費用】

原価部門では、新規レギュラー番組をはじめとしたコンテンツの拡充や日中帯を中心としたドラマコンテンツの強化を積極的に行いましたが、番組制作費の反動減や、2023年4月に実施した当社スタジオ設備更新にかかる減価償却負担の軽減等の影響が大きく、費用減となりました。一方、販管部門では、下期にかけて、更なる番組認知・局認知の拡大を目的として、BS視聴者メインターゲット層に親和性の高い新聞広告を中心とした広告出稿を積極的に実施した結果、広告宣伝費を中心に費用増となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は 11,812,703千円（前期比 3.5%減少）となりました。営業利益は 1,932,011千円（前期比 7.3%減少）、経常利益は 1,985,394千円（前期比 5.3%減少）、親会社株主に帰属する当期純利益は 1,345,307千円（前期比 7.6%減少）となりました。

部門別概況

企業集団の部門別の売上については次のとおりであります。

区 分	金 額 (千円)	構 成 比 (%)
放送事業収入	10,193,279	86.3
その他事業収入	1,619,424	13.7
合計	11,812,703	100.0

2. 資金調達及び設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は、42,510千円であります。その主な内容は、競馬専用C G設備更新一式 9,480千円等であります。

なお、設備投資は自己資金を充当し、当連結会計年度中に増資又は社債発行による資金調達は行っておりません。

3. 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

4. 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第24期	第25期	第26期	第27期
	(2022年8月期)	(2023年8月期)	(2024年8月期)	(当連結会計年度) (2025年8月期)
売上高 (千円)	12,250,430	12,417,299	12,241,507	11,812,703
営業利益 (千円)	2,394,465	1,983,485	2,083,601	1,932,011
経常利益 (千円)	2,395,357	2,015,123	2,097,557	1,985,394
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	1,599,508	1,386,329	1,455,519	1,345,307
1株当たり当期純利益 (円)	89.84	77.85	81.70	75.51
総資産 (千円)	24,241,184	24,756,539	25,894,429	26,898,356
純資産 (千円)	21,569,255	22,606,354	23,598,906	24,426,185
1株当たり純資産 (円)	1,210.12	1,267.93	1,323.54	1,369.07

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

5. 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は、株式会社ビックカメラで、同社は当社の株式を10,930,136株（持株比率 61.35%）保有しております。

当社は株式会社ビックカメラとの間で、主に番組のスポンサー契約を締結し、収入を得ております。

② 親会社との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社より番組スポンサー契約に基づく放送収入等を得ており、当該取引をするに当たっては、少数株主の保護のため、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、独立社外取締役からも当社経営に対する適切な意見を得ながら、事前に取り締役会において多面的な議論を経たうえで、当該取引の実施の可否を決定しており、当該取引は当社の利益を害するものではないと判断しております。

事業運営に関しては、取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づき業務執行をしており、上場企業としてのお互いの立場を尊重しつつ経営の独立性を確保しながら、適切に経営及び事業活動を行っております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金（百万円）	議決権比率（%）	事業内容
株式会社理論社	10	100.0	児童書等の出版・販売
株式会社国土社	10	100.0	児童書等の出版・販売

6. 対処すべき課題

経営戦略実行のため、当社の対処すべき課題は、以下の点です。

- ・全体戦略「**V a l u e 4**」の強力な推進
放送事業の堅持・拡大を軸としつつ、非放送分野の収益基盤拡充、新たな領域への戦略的投資を掲げた施策を新たな全体戦略「**V a l u e 4**」として策定、推進しております。
 - 1. 「放送事業収入の最大化」
タイムテーブルの戦略的強化、視聴者ニーズの分析徹底
 - 2. 「独自IPコンテンツの開発加速」
IPの積極活用による多面的な展開、コラボレーション施策の推進
 - 3. 「アニメビジネスの収益基盤拡充」
良質なアニメコンテンツの確保、新規事業の推進
 - 4. 「企業価値向上のための戦略的投資」
新たな領域への投資機会の追求、持続的成長を実現する環境構築
- 以上、新たに策定した「**V a l u e 4**」を強力に推進してまいります。

7. 主要な事業内容

区 分	内 容
放送事業収入	タイム収入、スポット収入
その他事業収入	番組制作料、番組販売料、配信事業、書籍の販売他

8. 主要な営業所

当社	日本BS放送株式会社	本社（東京都千代田区）
子会社	株式会社理論社	本社（東京都千代田区）
子会社	株式会社国土社	本社（東京都千代田区）

9. 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

区分	使用人数	前連結会計年度末比
放送事業	99名	5名減
その他事業	29名	1名増
合計	128名	4名減

（注）使用人数には、派遣社員14名は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

区 分	使用人数		平均年齢
	当事業年度末	前事業年度比増減	
男性	64名	6名減	49.2歳
女性	35名	1名増	41.7歳
合計又は平均	99名	5名減	46.6歳

（注）1. 使用人数には、派遣社員13名は含まれておりません。
2. 平均年齢は、小数点以下第2位を切り捨てて表示しております。

10. 主要な借入先の状況（2025年8月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	80,000千円

（注）子会社においては決算日が7月31日であるため、借入金の残高については、同決算日現在の残高を使用しております。

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 56,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 17,816,695株（自己株式237株を除く）
- (3) 資本金 4,190,714千円
- (4) 株主数 21,355名
- (5) 大株主の状況

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数（株）	持株比率（％）
株式会社ビックカメラ	10,930,136	61.35
株式会社テレビ東京ホールディングス	210,000	1.18
INTERACTIVE BROKERS LLC	134,300	0.75
川上 英之	122,100	0.69
株式会社毎日映画社	111,340	0.62
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	110,700	0.62
株式会社アームフィールド	101,100	0.57
株式会社毎日新聞社	98,320	0.55
丸田 稔	95,800	0.54
富士フイルムホールディングス株式会社	80,000	0.45

- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

新株予約権の名称	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権
発行決議日	2017年 11月14日	2018年 11月13日	2020年 11月11日
新株予約権の数	42個	46個	55個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 4,200株	普通株式 4,600株	普通株式 5,500株
権利行使期間	2017年11月30日から 2047年11月29日まで	2018年11月29日から 2048年11月28日まで	2020年11月27日から 2050年11月26日まで
役員の保有状況 取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 14個 目的となる株式数 1,400株 保有者数 2人	新株予約権の数 28個 目的となる株式数 2,800株 保有者数 2人	新株予約権の数 30個 目的となる株式数 3,000株 保有者数 2人

新株予約権の名称	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
発行決議日	2021年 11月17日	2022年 11月16日	2024年 11月13日
新株予約権の数	93個	81個	202個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 9,300株	普通株式 8,100株	普通株式 20,200株
権利行使期間	2021年12月3日から 2051年12月2日まで	2022年12月2日から 2052年12月1日まで	2024年11月29日から 2054年11月28日まで
役員の保有状況 取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 45個 目的となる株式数 4,500株 保有者数 2人	新株予約権の数 59個 目的となる株式数 5,900株 保有者数 3人	新株予約権の数 202個 目的となる株式数 20,200株 保有者数 5人

(注) 1.各新株予約権の行使に係る前提条件は、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の払込金額：新株予約権と引き換えに払い込みは要しない
- (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額：新株予約権1個当たり100円（1株当たり1円）

2.新株予約権の行使条件は、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
3. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株とする。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整する。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
- また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。
- なお、上記の調整の結果生じる 1 株未満の株数は、これを切り捨てる。
4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注) 3. に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
表中の新株予約権の行使期間に定める期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、表中の新株予約権の行使期間に定める期間の満了日までとする。

- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- i. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
 - ii. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i.に記載の資本金等増加限度額から上記i.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑦ 新株予約権の行使条件
上記（注）2. 記載の新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権の取得条項
新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）2. 記載の新株予約権の行使条件の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。
当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
ロ. 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
ハ. 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
ニ. 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
ホ. 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項（2025年8月31日現在）

該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項（2025年8月31日現在）

1. 取締役及び監査役に関する事項

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長	齋 藤 知 久	経営全般 担当 株式会社エフエム東京 社外取締役
代 表 取 締 役 社 長	近 藤 和 行	社長執行役員 経営全般、経営監査室 担当
取 締 役	田 崎 勝 也	副社長執行役員 コンテンツ戦略局、総務人事局 担当
取 締 役	松 友 大 輔	執行役員 総合企画本部長 報道局、技術局 担当
取 締 役	阿久井 香 織	執行役員 営業推進局長 営業推進局、 トータルマーケティング&PR局 担当
取 締 役	羽 川 寛	執行役員 配信コンテンツbiz局長 営業局、アニメbiz局、 配信コンテンツbiz局 担当
取 締 役	山 口 香	国立大学法人筑波大学 体育系教授 コナミグループ株式会社 社外取締役 監査等委員 公益財団法人日本サッカー協会 常務理事
取 締 役	村 田 博 文	株式会社社財界研究所 代表取締役社長兼主幹 学校法人拓殖大学 理事 公益財団法人本庄国際奨学財団 評議員
取 締 役	樋 口 眞 人	樋口コンプライアンス法律事務所 弁護士 第一東京弁護士会民事介入暴力対策委員会 委員 一般財団法人学士会 代議員 株式会社ヒガシホールディングス 社外取締役 株式会社ヒガシトゥエンティワン 非業務執行取締役 宮地エンジニアリンググループ株式会社 社外取締役 監査等 委員
取 締 役	中 川 景 樹	太陽ケーブルテック株式会社 社外取締役 株式会社ビックカメラ 取締役常務執行役員 社長室長 株式会社ラネット 代表取締役社長 株式会社TDモバイル 代表取締役社長
常 勤 監 査 役	小 椋 英 正	株式会社社理論社 監査役 株式会社国土社 監査役
監 査 役	川 村 仁 志	
監 査 役	伊 藤 秀 行	
監 査 役	横 山 浩 司	

- (注) 1. 山口香氏、村田博文氏及び樋口真人氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役山口香氏、村田博文氏及び樋口真人氏、監査役小椋英正氏、伊藤秀行氏及び横山浩司氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。
3. 監査役小椋英正氏、伊藤秀行氏及び横山浩司氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 当社は業務執行取締役等でない取締役及び監査役の全員と会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を法令が規定する額とする旨の責任限定契約を締結しております。
5. 当社は、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を填補するものであります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による悪意又は重大な過失がある場合の賠償金については、填補の対象外としております。なお、保険料については全額当社が負担しております。
6. 監査役伊藤秀行氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は執行役員制度を導入しております。2025年8月31日現在における執行役員（執行役員を兼務している取締役は除く。）は次の8名であります。

役 職 名	氏 名
上席執行役員 技術フェロー	遠 藤 寛
執行役員 営業局 グループ営業担当局長	小 島 孝 浩
執行役員 技術局長	堀 内 大 緑
執行役員 総務人事局長 兼 人事部長	米 澤 宇 隆
執行役員 コンテンツ戦略局長	宮 坂 奈緒美
執行役員 営業局長	橋 本 広 人
執行役員 総合企画本部 経営企画局長 兼 経営企画部長	長 島 勝 美
執行役員 総務人事局 担当局長 兼 法務室長 兼 総務部長	磯 村 元

8. 当事業年度末日の翌日以降における取締役の地位及び担当並びに兼職の異動は、次のとおりです。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
近藤 和行	代表取締役社長 社長執行役員 経営全般 経営監査室担当	代表取締役社長 社長執行役員 経営全般担当	2025年9月1日
田崎 勝也	取締役 副社長執行役員 コンテンツ戦略局、総務人事局 担当	取締役 副社長執行役員 制作局長 制作局、総務人事局、 関係会社担当	2025年9月1日
松友 大輔	取締役 執行役員 総合企画本部長 報道局、 技術局担当	取締役 執行役員 総合企画本部長 総合企画本部、 報道局担当	2025年9月1日
阿久井 香織	取締役 執行役員 営業推進局長 営業推進局、 トータルマーケティング&P R 局担当	取締役 執行役員 営業推進局長 営業推進局、 編成局、トータルマーケティング & P R局、技術局 担当	2025年9月1日
中川 景樹	株式会社ビックカメラ 取締役常務執行役員 社長室長 株式会社ラネット 代表取締役社 長 株式会社TDモバイル 代表取締 役社長	株式会社ビックカメラ 取締役専務執行役員 事業創造本 部長 株式会社ラネット 代表取締役社 長	2025年9月1日

※ 中川景樹氏は、2025年9月1日付の株式会社ラネットによる株式会社TDモバイルの吸収合併によ
り、株式会社TDモバイルの代表取締役社長を退任しております。

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年8月31日開催の取締役会にて、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を以下のとおり定めております。

(1) 役員報酬の基本方針及び体系・構成

当社の取締役の報酬体系は、中長期的な業績向上及び企業価値向上に対するインセンティブを高め、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的に設定する。取締役の個人別の報酬の決定に際しては役職や職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には固定報酬、業績連動報酬、株式報酬型ストック・オプションで構成する。

なお、社外取締役については、客観的立場から企業経営の状況と取締役の職務の執行をチェックする役割を担うことから、固定報酬のみとする。

(2) 固定報酬（金銭報酬）の個人別の額の決定に関する方針及び固定報酬に関する事項

固定報酬（金銭報酬）は、各取締役の役職や職責を踏まえ人事部門が個人別の固定報酬原案を作成する。社外取締役の固定報酬は、各々の果たす役割や専門知識・経験等を考慮する。その後、取締役の個人別の報酬等の決定について取締役会から一任された報酬委員会が決定した額を月次の報酬として支給する。

(3) 業績連動報酬（金銭報酬）の個人別の額の決定に関する方針及び業績連動報酬に関する事項

業績連動報酬（金銭報酬）は、当社の業績や取締役個人の役職や職責、評価に応じて人事部門が個人別の報酬原案を作成する。その後、取締役の個人別の報酬等の決定について取締役会から一任された報酬委員会が決定した額を月次の報酬として支給する。

業績連動報酬は、会社業績、個人業績によって算定された額の合計額とする。会社業績の業績指標は中長期的な業績の向上を図るうえで客観的な指標となる連結・単体の売上高及び営業利益を業績指標とし、役職別基準報酬に業績に応じた値を乗じて算出する。また、個人業績の指標は各管掌職務の達成度とし、役職別基準報酬に業績指標に応じた値を乗じて算出する。

※当事業年度に係る会社業績の業績指標は以下のとおりです。

指 標	目標値	実績値
連結売上高	12,314百万円	11,812百万円
連結営業利益	2,004百万円	1,932百万円
単体売上高	11,600百万円	11,039百万円
単体営業利益	2,000百万円	1,988百万円

(4) 株式報酬型ストック・オプション（非金銭報酬）の割当の決定に関する方針及び非金銭報酬に関する事項

非金銭報酬である株式報酬型ストック・オプションは、取締役の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的に割当を行う。事業年度終了後、当社の業績や取締役個人の役職や職責、評価に応じて人事部門が個人別の割当案を作成する。その後、取締役の個人別の報酬等の決定について取締役会から一任された報酬委員会が決定し、新株予約権の公正な評価単価の算定等、所定の手続きの後に割当する。なお、その権利行使については退任時のみ可能とする。

(5) 固定報酬（金銭報酬）、業績連動報酬（金銭報酬）、及び株式報酬型ストック・オプション（非金銭報酬）の額の割合の決定に関する方針

取締役（社外取締役を除く）の金銭報酬における割合は固定報酬50%、業績連動報酬50%（うち40%を会社業績反映部分、残り60%を個人業績反映部分）の比率を基本として策定し、業績連動報酬は上記（3）のプロセスにより変動する。株式報酬型ストック・オプションについては、別枠で割当の可否並びに割当数を、上記（4）のプロセスにより決定する。

(6) 報酬等の内容が方針に沿うものと判断した理由

当該事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容は、取締役会にて報酬委員会へ一任することを決議した後、同報酬委員会にて決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(7) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法に関する事項

取締役の個人別の報酬等の決定については、取締役の業績等を踏まえて適時・適切な決定を行うため、取締役会にて報酬委員会へ一任することを決議した後、同報酬委員会にて決定する。報酬委員会は、固定報酬、業績連動報酬、株式報酬型ストック・オプションの額及び割当数を確定し、取締役の個人別報酬等を決定する。報酬委員会の委員は各取締役の職責や担当について俯瞰的に評価することができることから独立社外取締役と代表取締役にて構成することが最も適していると判断し、客観性及び透明性を高める必要性を重視し、委員長は独立社外取締役が務める。

※報酬委員会の委員構成は次のとおりです。

委員長 村田博文（社外取締役 独立役員）	委員 山口香（社外取締役 独立役員）
委員 齋藤知久（代表取締役会長）	委員 近藤和行（代表取締役社長）

※担当については「Ⅳ 会社役員に関する事項 1. 取締役及び監査役に関する事項」(招集ご通知44ページ参照)に記載のとおりです。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2007年11月27日開催の第9回定時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人部分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は2名です。また、別枠で2021年11月17日開催の第23回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として取締役（社外取締役を除く。）に対して、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は6名です。監査役の報酬限度額は、2007年11月27日開催の第9回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (3名)	198,669千円 (18,000千円)	99,375千円 (18,000千円)	83,296千円 (－)	15,998千円 (－)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	22,000千円 (22,000千円)	22,000千円 (22,000千円)	－ (－)	－ (－)
合 計	12名	220,669千円	121,375千円	83,296千円	15,998千円

- (注) 1. 上記の報酬の額は報酬委員会により決定方針に沿って決定されたものであります。
2. 上記の報酬の額には、無報酬の取締役1名及び監査役1名を含んでおりません。
3. 非金銭報酬の内容及びその交付状況については「Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項 1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」(招集ご通知41ページ参照)に記載しております。

3. 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の社外役員等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役山口香氏は、国立大学法人筑波大学の体育系教授及びコナミグループ株式会社の社外取締役 監査等委員並びに公益財団法人日本サッカー協会の常務理事を兼務しております。当社とこれらの兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。
 - ・取締役村田博文氏は、株式会社財界研究所の代表取締役社長兼主幹及び学校法人拓殖大学の理事並びに公益財団法人本庄国際奨学財団の評議員を兼務しております。当社とこれらの兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。
 - ・取締役樋口真人氏は、樋口コンプライアンス法律事務所の弁護士、第一東京弁護士会民事介入暴力対策委員会の委員、一般財団法人学士会の代議員、株式会社ヒガシホールディングスの社外取締役、株式会社ヒガシトゥエンティワンの非業務執行取締役、宮地エンジニアリンググループ株式会社の社外取締役 監査等委員、太陽ケーブルテック株式会社の社外取締役を兼務しております。当社とこれらの兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況
- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（14回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 山 口 香	14回	100%	- 回	- %
取締役 村 田 博 文	14回	100%	- 回	- %
取締役 樋 口 眞 人	14回	100%	- 回	- %
監査役 小 椋 英 正	14回	100%	14回	100%
監査役 伊 藤 秀 行	14回	100%	14回	100%
監査役 横 山 浩 司	14回	100%	14回	100%

・主な活動状況の概要

	主な活動状況
取締役 山 口 香	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、また、報酬委員会の委員を務め、独立した客観的且つ多様な観点から取締役会意思決定に対する助言・提案を行っております。
取締役 村 田 博文	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、また、指名委員会及び報酬委員会の委員長を務め、会社の経営者としての見地から適切で様々な助言を行っております。
取締役 樋 口 真人	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、また、指名委員会の委員を務め、弁護士としての豊富な知識と経験、多くの社外取締役経験を基に独立した客観的且つ多様な観点から取締役会意思決定に対する助言・提案を行っております。
監査役 小 椋 英 正	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会14回全てに出席したほか、常勤監査役として主に財務・会計及び経営全般での豊富な知識と経験から取締役会の議案審議に必要な助言を適宜行っております。
監査役 伊 藤 秀 行	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会14回全てに出席し、主に税理士としての専門性の高い税務及び会計の知見を基に取締役会の意思決定に適切な助言を適宜行っております。
監査役 横 山 浩 司	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会14回全てに出席したほか、主に財務・会計及び経営全般での豊富な知識と経験から取締役会の議案審議に必要な助言を適宜行っております。

V 会計監査人の状況

1. 名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,900千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,900千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任に係る議案の内容を決定して取締役会に通知し、取締役会は会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

Ⅵ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への適正な利益配当を最も重要な経営課題の一つと考えております。企業価値の向上や持続的な発展に向け成長を確保する一方で、株主等ステークホルダーの期待に応えられるよう、経営資源の適切な配分を行い、配当性向40％程度を基準として、株主還元の拡充を図っていく方針です。

当社は定款に取締役会決議による剰余金の配当等を可能とする規定を設けておりますが、第27期の期末配当は株主の皆様のご意向を直接伺う機会を確保するために株主総会の決議事項としております。なお、当期の配当につきましては、1株当たり期末配当30円といたしたいと存じます。

連結貸借対照表

2025年8月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	17,223,341	流 動 負 債	2,342,777
現 金 及 び 預 金	13,988,777	買 掛 金	923,513
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	2,189,774	短 期 借 入 金	80,000
有 価 証 券	299,918	未 払 金	356,152
棚 卸 資 産	616,404	未 払 費 用	198,371
そ の 他	128,466	未 払 法 人 税 等	385,229
固 定 資 産	9,675,015	賞 与 引 当 金	77,540
有 形 固 定 資 産	6,673,919	そ の 他	321,972
建 物 及 び 構 築 物	2,016,096	固 定 負 債	129,392
機 械 及 び 装 置	555,314	退 職 給 付 に 係 る 負 債	109,772
土 地	4,034,756	そ の 他	19,620
建 設 仮 勘 定	9,130	負 債 合 計	2,472,170
そ の 他	58,622	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	34,500	株 主 資 本	24,391,787
投 資 そ の 他 の 資 産	2,966,595	資 本 金	4,190,714
投 資 有 価 証 券	2,615,358	資 本 剰 余 金	3,524,504
繰 延 税 金 資 産	249,623	利 益 剰 余 金	16,676,803
差 入 保 証 金	27,060	自 己 株 式	△234
そ の 他	74,553	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	543
資 産 合 計	26,898,356	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	543
		新 株 予 約 権	33,855
		純 資 産 合 計	24,426,185
		負 債 純 資 産 合 計	26,898,356

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

連結損益計算書

〔 自 2024年 9月 1 日 〕
〔 至 2025年 8月 31日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		11,812,703
売 上 原 価		6,184,024
売 上 総 利 益		5,628,679
販売費及び一般管理費		3,696,667
営 業 利 益		1,932,011
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	39,706	
受 取 派 遣 料	8,200	
そ の 他	5,762	53,668
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	247	
そ の 他	37	285
経 常 利 益		1,985,394
税金等調整前当期純利益		1,985,394
法人税、住民税及び事業税	682,871	
法 人 税 等 調 整 額	△42,784	640,086
当 期 純 利 益		1,345,307
親会社株主に帰属する当期純利益		1,345,307

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

連結株主資本等変動計算書

〔 自 2024年 9月 1 日 〕
〔 至 2025年 8月 31日 〕

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	4,190,714	3,524,504	15,865,996	△234	23,580,980	69	69	17,856	23,598,906
当期変動額									
剰余金の配当			△534,500		△534,500				△534,500
親会社株主に 帰属する当期純利益			1,345,307		1,345,307				1,345,307
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						473	473	15,998	16,472
当期変動額合計	－	－	810,806	－	810,806	473	473	15,998	827,279
当期末残高	4,190,714	3,524,504	16,676,803	△234	24,391,787	543	543	33,855	24,426,185

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

貸借対照表

2025年8月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	16,725,837	流 動 負 債	1,912,929
現 金 及 び 預 金	13,908,174	買 掛 金	843,435
売 掛 金	1,601,869	未 払 金	297,349
有 価 証 券	299,918	未 払 費 用	190,083
番 組 勘 定	364,670	未 払 法 人 税 等	375,898
前 払 費 用	37,462	未 払 消 費 税 等	86,444
短 期 貸 付 金	500,000	前 受 金	16,633
そ の 他	13,743	賞 与 引 当 金	77,540
固 定 資 産	9,681,959	預 り 金	25,543
有 形 固 定 資 産	6,671,298	固 定 負 債	128,067
建 築 物	2,015,360	退 職 給 付 引 当 金	109,772
機 械 及 び 装 置	555,314	そ の 他	18,295
工 具、器 具 及 び 備 品	56,640	負 債 合 計	2,040,996
土 地	4,034,756	純 資 産 の 部	
建 設 仮 勘 定	9,130	株 主 資 本	24,332,403
無 形 固 定 資 産	31,608	資 本 金	4,190,714
商 標 権	2,307	資 本 剰 余 金	3,524,504
ソ フ ト ウ エ ア	26,869	資 本 準 備 金	3,524,504
そ の 他	2,431	利 益 剰 余 金	16,617,418
投 資 そ の 他 の 資 産	2,979,053	そ の 他 利 益 剰 余 金	16,617,418
投 資 有 価 証 券	2,615,358	繰 越 利 益 剰 余 金	16,617,418
関 係 会 社 株 式	14,000	自 己 株 式	△234
繰 延 税 金 資 産	248,081	評 価 ・ 換 算 差 額 等	543
差 入 保 証 金	27,060	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	543
そ の 他	74,553	新 株 予 約 権	33,855
資 産 合 計	26,407,797	純 資 産 合 計	24,366,801
		負 債 純 資 産 合 計	26,407,797

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

損益計算書

〔 自 2024年 9月 1 日
至 2025年 8月31日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		11,039,169
売 上 原 価		5,727,809
売 上 総 利 益		5,311,360
販売費及び一般管理費		3,322,510
営 業 利 益		1,988,850
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	33,859	
受 取 配 当 金	7,746	
受 取 派 遣 料	8,200	
そ の 他	5,315	55,121
営 業 外 費 用		
そ の 他	37	37
経 常 利 益		2,043,934
税 引 前 当 期 純 利 益		2,043,934
法人税、住民税及び事業税	672,975	
法 人 税 等 調 整 額	△42,784	630,191
当 期 純 利 益		1,413,743

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

株主資本等変動計算書

〔 自 2024年 9月 1 日 〕
〔 至 2025年 8月31日 〕

(単位：千円)

	株 主 資 本					評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
		資本準備金	そ の 他 利益剰余金					
			繰 越 利 益 剰 余 金					
当期首残高	4,190,714	3,524,504	15,738,176	△234	23,453,160	69	17,856	23,471,086
当期変動額								
剰余金の配当			△534,500		△534,500			△534,500
当期純利益			1,413,743		1,413,743			1,413,743
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）						473	15,998	16,472
当期変動額合計	－	－	879,242	－	879,242	473	15,998	895,714
当期末残高	4,190,714	3,524,504	16,617,418	△234	24,332,403	543	33,855	24,366,801

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年10月8日

日本BS放送株式会社
取締役会 御中

有 限 責 任 監 査 法 人 ト ー マ ツ

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 山 野 辺 純 一
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 関 信 治
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本BS放送株式会社の2024年9月1日から2025年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本BS放送株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年10月8日

日本ＢＳ放送株式会社
取締役会 御中

有 限 責 任 監 査 法 人 ト ー マ ツ

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 山 野 辺 純 一
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 関 信 治
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ＢＳ放送株式会社の2024年9月1日から2025年8月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年9月1日から2025年8月31日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、経営監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年10月9日

日本B S放送株式会社 監査役会

常勤監査役 小椋 英正 ㊟

監 査 役 川村 仁志 ㊟

監 査 役 伊藤 秀行 ㊟

監 査 役 横山 浩司 ㊟

（注）監査役小椋英正、監査役伊藤秀行及び監査役横山浩司は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場：東京都千代田区大手町一丁目3番7号
日経ビル3階 日経ホール



(交通のご案内)

地下鉄 大手町駅 C2b出口直結

- 東京メトロ
 - 千代田線 「大手町駅」 神田橋方面改札より 徒歩約4分
 - 半蔵門線 「大手町駅」 皇居方面改札より 徒歩約5分
 - 丸の内線 「大手町駅」 丸の内方面改札より 徒歩約7分
 - 東西線 「大手町駅」 中央改札より 徒歩約9分
 - 「竹橋駅」 大手町方面改札より 徒歩約3分
- 都営地下鉄 三田線 「大手町駅」 大手町方面改札より 徒歩約7分

※ 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。